

第10次

豊橋市交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)

豊橋市

はじめに

本市では、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、豊橋市内における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和 46 年から 9 次にわたって豊橋市交通安全計画（5 カ年計画）を策定して、関係行政機関をはじめ交通安全団体等とともに交通安全対策を実施して参りました。

交通安全対策は、市をはじめとした交通関係機関・関係民間団体だけではなく、市民と行政が協働して取り組まなければなりません。

この交通安全計画は、愛知県交通安全計画に基づき、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間に豊橋市において講ずべき交通安全に関する施策を定めたものです。

豊橋市は、計画に基づき、交通の安全に関する施策を効果的に推進し、「交通マナー 日本一のまち 豊橋」の実現に努めてまいります。

目 次

I	基本構想	
1	計画の基本方針	1
2	本計画における目標	2
II	道路交通の状況・推移	
1	交通事故の発生状況	3
2	交通事故の特徴	4
3	道路交通環境の推移	7
III	講じようとする施策	
第1節	道路交通環境の整備	8
1	生活道路等における人優先の安全安心な歩行空間の整備	8
2	幹線道路における交通安全対策の推進	9
3	効果的な交通規制の推進	9
4	自転車利用環境の総合的整備	10
5	交通需要マネジメントの推進	10
6	災害に備えた道路交通環境の整備	11
7	総合的な駐車対策の推進	11
8	交通安全に寄与する道路交通環境の確保	11
第2節	交通安全思想の普及徹底	12
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	12
2	効果的な交通安全教育の推進	15
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	19
5	住民の参加・協働の推進	19
第3節	道路交通秩序の維持	20
1	交通の指導取締りの強化等	20
2	暴走族等対策の推進	20
第4節	救助・救急活動の充実	21
1	救助・救急体制の整備	21
第5節	被害者支援の充実と推進	23
1	適切な支援機関や制度の紹介等	23
2	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	23

I 基本構想

1 計画の基本方針

人口減少と超高齢社会の到来を迎え、人口構造は大きく変化しつつあります。総人口の減少、生産年齢人口の減少は経済、社会の在り方にも大きな変革をもたらし、その影響は身近な生活にまで及んでいます。そのような中で、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、市民が望む「安全で安心して暮らせる社会」を実現することが極めて重要になります。

交通事故により、毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は、「安全で安心して暮らせる社会」の実現を図るための重要な要素です。近年、交通事故の発生件数や交通事故による死者数及び死傷者数は減少傾向にありますが、依然として豊橋警察署管内の人身事故件数は、県下ワースト1に留まっている状況です。

本計画では交通事故抑止を本市における重要な課題としてとらえ、地域、事業者、関係機関等が交通社会における「人命最優先」の考え方にに基づき、「人」と「交通環境」について計画期間内に実施すべき施策及び達成すべき数値目標を定めることにより、交通安全の推進と交通事故の減少を基本理念とします。

その際、次の視点を重視して対策の推進を図るものとします。

ア 高齢者及び子どもの安全確保

本市では、交通事故死者数に占める高齢者の割合が約5割を超えており、今後も高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して、外出や移動できる交通環境が必要です。その際には、高齢者自身が交通ルールを遵守することも重要ですが、歩行中や自転車乗車中、自動車を運転する場合など状況に応じた事故防止対策が求められます。

また、少子化の進展を踏まえ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められます。このため、通学路等における歩道等の安全な歩行空間の整備を積極的に推進する必要があります。

イ 歩行者及び自転車の安全確保

本市では、交通事故死者数に占める歩行者の割合が約3割、自転車が約2割を占めていることから、交通死亡事故を抑止するためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による安全な歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、自転車は、被害者や加害者にもなる場合があることから、それぞれの対策を講

じる必要があります、自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自転車の走行空間の確保を積極的に進めるとともに、自転車利用者の交通ルールやマナーを徹底させるための交通安全教育等の充実を図る必要があります。さらに、自転車乗車時のヘルメットの着用や自転車に対する保険への加入等、自転車運転者自身の安全に対する意識を変えていく必要があります。

加えて、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者の歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る必要があります。

ウ 生活道路及び幹線道路における安全確保

市道における交通死亡事故の発生状況を踏まえると、今後は生活道路において自動車の速度抑制や取締りの強化等の対策、また幹線道路を走行すべき自動車が幹線道路から生活道路へ流入することを抑制するなど、地域の実情にあった総合的な対策を推進する必要があります。

また、幹線道路における対策については、交通事故が多発する交差点や緊急に交通安全を確保する必要がある道路について集中的に交通安全施設を整備するなどの安全対策を推進する必要があります。

今後、安全運転支援システムや自動走行システムを備えた自動車の普及による交通事故の減少が期待されますが、警察等関係機関・団体とも連携しながら地域の方々と一緒に今後の交通安全対策や現状の課題等について、事故防止に向けた取り組みをより一層強く進めていく必要があります。

2 本計画における目標

本計画においては、平成 32 年までに交通事故死者数（事故発生から 24 時間以内の死者数）を年間 10 人以下とすることを目標とします。

<基本目標>

指標名	H32 目標値
交通事故死者数	10 人以下

Ⅱ 道路交通の状況・推移

1 交通事故の発生状況

本市における交通事故死者数は、昭和 42 年の 62 人をピークに年々減り続け、昭和 51 年には 17 人になりましたが、平成に入り第二次交通戦争と呼ばれる状況を迎え、毎年 30 人前後の死者数で推移しました。

その後、事故件数・死傷者数ともにゆるやかな減少傾向となる中、第 9 次豊橋市交通安全計画（以下「第 9 次計画」という。）期間中の平成 26 年には県下ワースト 1 の死者数 19 人を記録しました。高齢者の死者数が相変わらず多いことから、高齢者に対して様々な場で、身を守るための交通安全教育を実施しながら、ドライバーに対しては、安全運転と歩行者など交通弱者への配慮を訴え続けました。その結果、最終年である平成 27 年には、死者数は 8 名（うち高齢者 3 名）と、昭和 30 年の統計開始以来最少を記録するとともに、第 9 次計画における目標である「事故発生から 24 時間以内の死者数を年間 10 人以下に抑制する」を達成しました。

一方、人身事故件数は平成 17 年の 4,123 件を、負傷者数については平成 16 年の 4,875 人をピークに年々減少していますが、警察署別にみると依然として県下ワースト 1 に留まっている状況です。

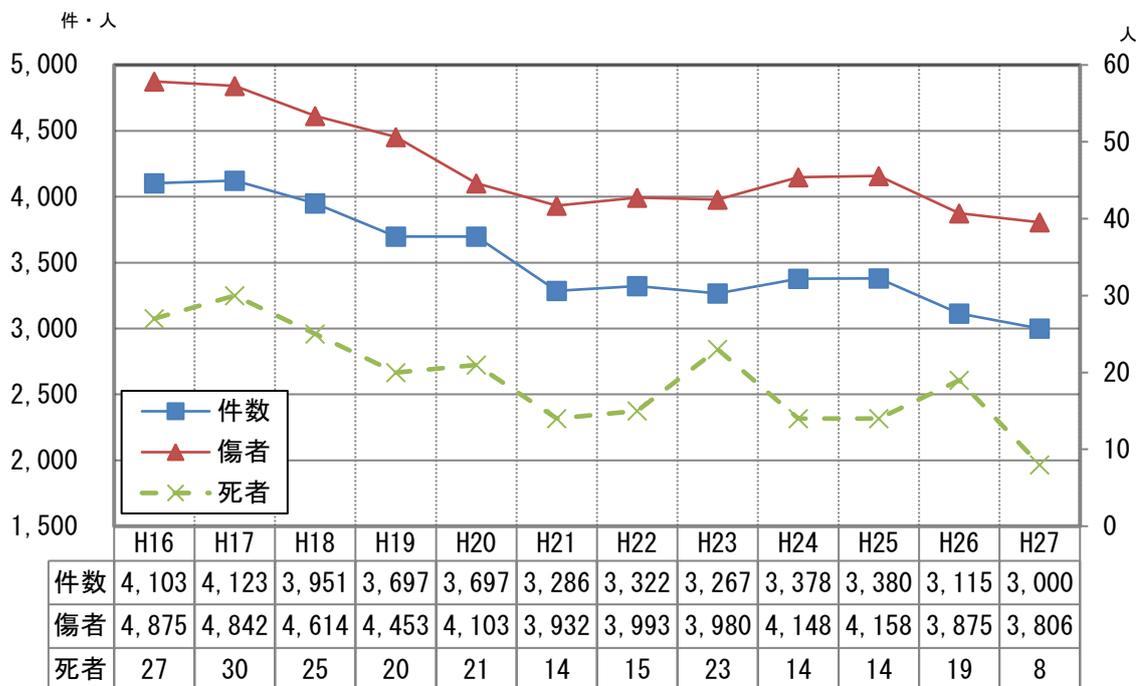


図 1. 交通事故発生状況

2 交通事故の特徴

(1) 年齢別の交通事故

年齢別の負傷者数は、絶対数が多く、活動する時間帯が長い一般（25～64歳）の人数が過半数を占めています（図2）。一方で死者数は、一般よりも高齢者（65歳以上）の方が多いう傾向にあり、今後、高齢人口の増加とともに高齢者の死亡事故の増加が懸念されます。

また、高齢者の交通死亡事故を状態別に分類すると、平成24年以降で車両乗車中の割合が全体の約6割を占めているため、歩行中や自転車乗車中の対策はもとより、高齢ドライバーへの事故防止対策も求められます。

	H23	H24	H25	H26	H27
子ども 0～15歳	312	291	301	278	271
	2	0	0	0	0
若者 16～24歳	769	771	760	679	634
	3	0	2	1	1
一般 24～64歳	2,387	2,515	2,497	2,388	2,392
	4	2	7	6	4
高齢者 65歳～	512	571	600	530	509
	14	12	5	12	3
計	3,980	4,148	4,158	3,875	3,806
	23	14	14	19	8

表1. 年齢別交通事故死傷者数（上段：負傷者、下段：死者）（単位：人）

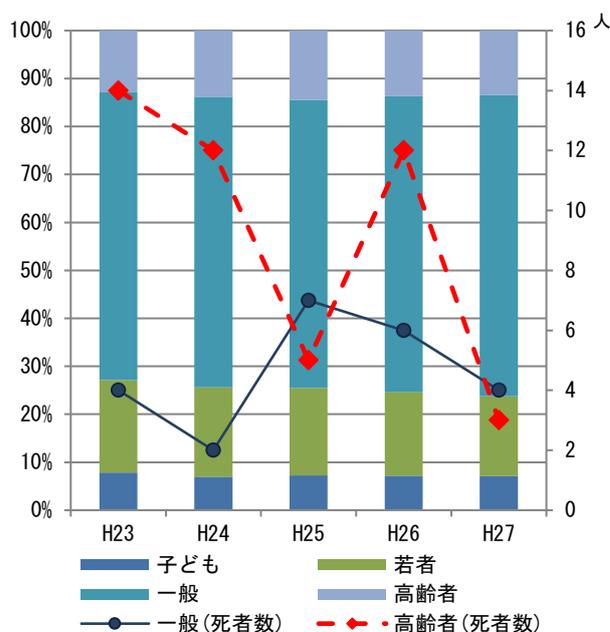


図2. 交通事故死傷者数における年齢別割合

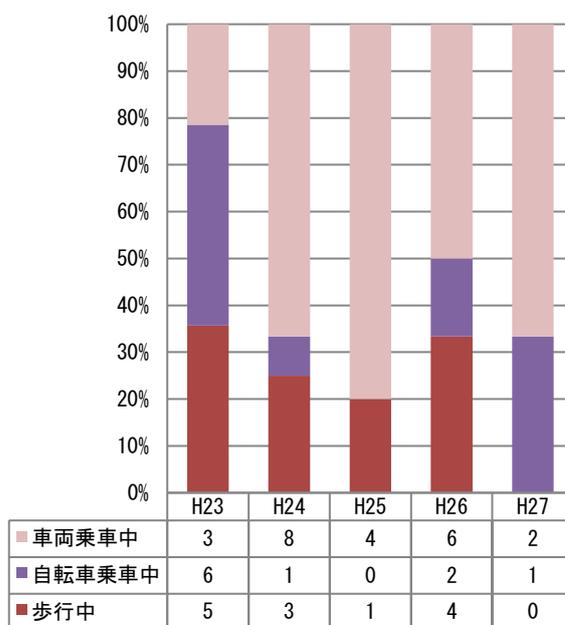


図3. 高齢者の状態別交通事故死者数

(2) 当事者別の交通事故

当事者別では、四輪車の死傷者数が最も多く全体の約7割を占めており、次いで自転車が多くなっています(図4)。死者数については、四輪車と歩行者の死亡事故が多い傾向にあります。当事者別に関連して、自転車を含めた車両の事故発生件数を第一当事者の法令違反別にみると、約9割の事故が安全運転義務違反によるものとなっています(図5)。そして、安全運転義務違反の中でも特に安全不確認及び前方不注視が大多数を占めています。以上のことから、交通事故が起きた原因として、一時停止時の安全確認が不十分なまま交差点等へ侵入する車両、運転中の携帯電話の使用等などのわき見運転する車両が多いことが考えられます。

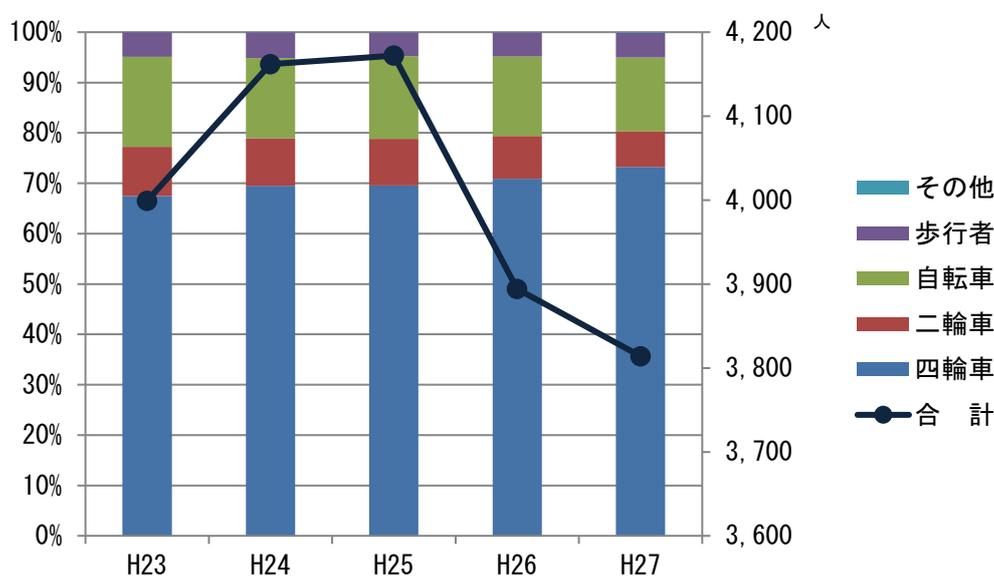


図4. 交通事故死傷者数における当事者別割合

	H23	H24	H25	H26	H27
四輪車	2,697	2,885	2,896	2,755	2,791
	3	7	5	5	3
二輪車	386	392	382	326	268
	3	1	4	6	2
自転車	710	662	686	611	557
	8	1	1	2	2
歩行者	186	208	192	180	185
	9	5	4	6	1
その他	1	1	2	3	5
	0	0	0	0	0
合計	3,980	4,148	4,158	3,875	3,806
	23	14	14	19	8

表2. 当事者別交通事故死傷者数(上段:負傷者、下段:死者) (単位:人)

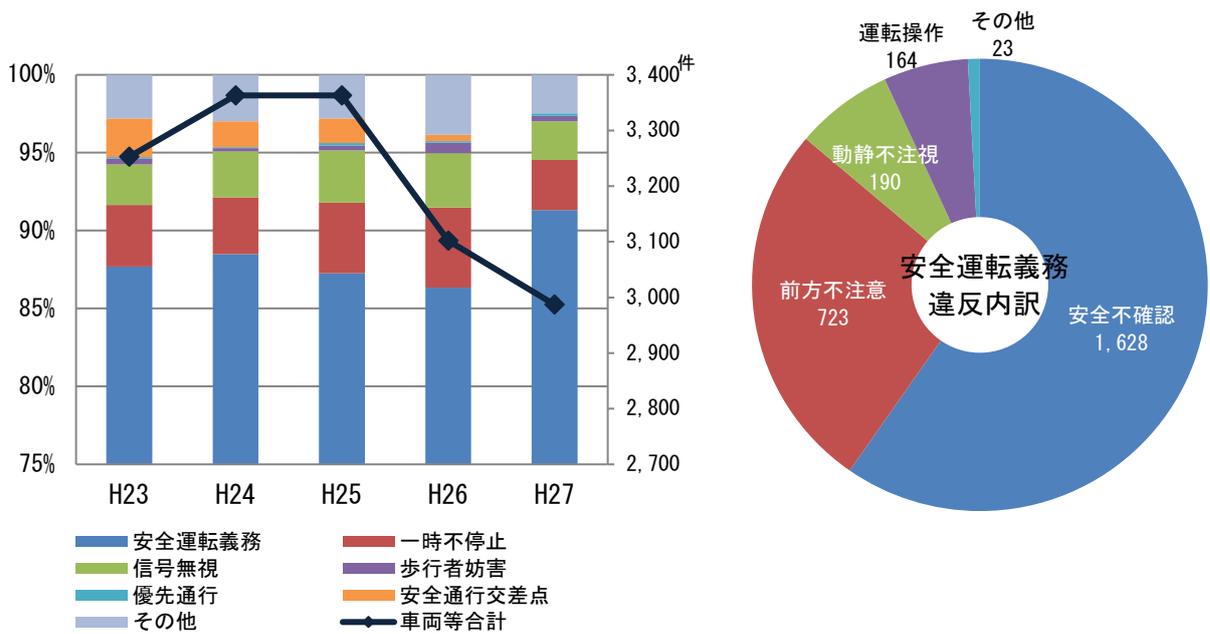
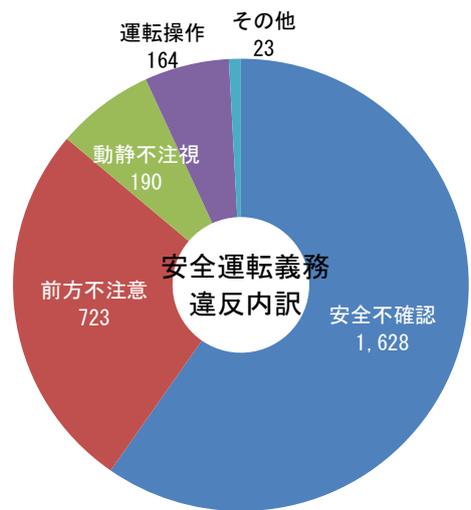


図5. 交通事故発生件数における第一当事者の違反別割合 図5-1. 安全運転義務違反の内訳の割合 (H27中)



(3) 自転車の交通事故

自転車の交通事故に着目すると、年間の人身事故発生件数全体の約2割を自転車の事故が占めています。そのうち約6割の事故が出会い頭によるものです。自転車の交通事故に関しては、まず出会い頭の事故を防止することが重要となります(図6)。

また今後、健康志向や環境意識の高まりを背景に、移動手段として自転車のニーズが高まり、加えて自転車通行空間の整備が進むことから、自転車利用者数がさらに増加することが予想されます。自動車運転者へ安全運転を促すことはもちろん、自転車利用者に対する基本的な交通ルールの遵守を積極的に指導啓発していくことが必要となります。

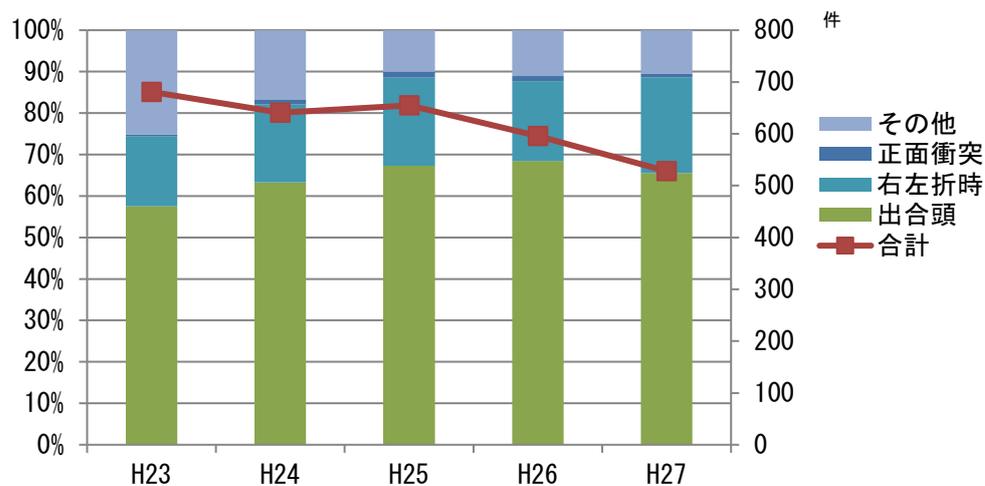


図6. 自転車の交通事故発生件数における事故形態別割合

3 道路交通環境の推移

豊橋市における自動車保有台数は年々増加傾向にあり、平成 27 年は 286,011 台で、市民の約 1.3 人に 1 台の所有していることとなります。また、県内では名古屋市、豊田市に次ぎ 3 番目の保有台数となっております。そして、運転免許保有者は、平成 27 年末で 262,373 人と人口の約 7 割が運転免許を保有しています。

豊橋市の道路延長は 3,692.5km で、豊田市の 3,393.1km や岡崎市の 2,473.1km を上回り、名古屋市の 6,446.7km に次ぐ県内 2 番目の長さになっています。

また、歩道をはじめとした各交通安全施設の整備は、表 4 のとおり年々進んでいます。特に道路照明灯については、平成 27 年 4 月 1 日時点で 17,848 基と、平成 2 年と比較して約 2 倍に増加しています。

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27
歩道(km)	256.6	270.4	282.7	306.4	326.3	331.1	331.7	332.4	332.6	335.4	335.6
自転車道等(〃)	352.9	373.9	394.0	405.4	413.9	423.8	425.4	425.4	431.9	434.2	434.9
防護柵(〃)	135.2	173.8	211.0	236.6	282.1	297.5	302.5	304.3	319.8	343.5	345.1
道路照明(基)	7,588	9,481	12,191	15,072	16,420	17,291	17,400	17,492	17,675	17,790	17,848
道路標識(本)	34,645	36,043	36,432	40,683	40,933	40,971	40,970	40,967	41,202	41,441	41,457
交通信号機(か所)	445	488	600	682	732	755	756	758	761	763	767

表 3. 交通安全施設の推移

(資料:平成 27 年版豊橋市統計書)

Ⅲ 講じようとする施策

第1節 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路等における交通安全対策の推進

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路において、交差点カラー舗装、街路灯（防犯灯）の設置促進、ゾーン30における車両速度や通過交通の抑制等の総合的な事故抑止対策に取り組みます。ゾーン30については、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、必要性に応じてその他の安全対策を効果的に講じることによって歩行者等の安全対策を実施しています。

また、街路灯（防犯灯）の設置にかかる費用の一部を自治会に対して補助することで、特にLED灯の普及を促進させ、夜間における歩行者・自転車の視認性を高め、夜間の交通事故対策を推進します。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市道路維持課・市安全生活課

(2) 通学路等における交通安全の確保

児童や生徒の登下校時の安全確保のため、歩道整備、路肩のカラー舗装や防護柵設置等により、通学路の歩行者空間の安全確保を図ります。警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、「通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な通学路点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

〔実施機関〕 名古屋国道事務所・東三河建設事務所・豊橋警察署・市道路維持課・市道路建設課・市学校教育課・市安全生活課

(3) 高齢者、障害者等に対する歩行空間等の整備

ア 高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩道の段差を改善していきます。

イ 横断歩道、バス停留所付近の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取り締まりを強化します。また、歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車についても積極的に取り締まります。

ウ 歩行者の安全を確保するため、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

〔実施機関〕 名古屋国道事務所・東三河建設事務所・豊橋警察署・市道路維持課・市道

路建設課

〔関連機関〕 市長寿介護課・市障害福祉課

2 幹線道路における交通安全対策の推進

(1) 愛知県事故ゼロプランの推進

「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」は、交通事故が起りやすい危険な箇所を「事故危険区間」として予防対策し、安全で円滑な交通の確保や交通事故の撲滅に取り組むものです。愛知県内の直轄国道において、事故原因の分析や利用者の意見を基に的確な対策を「選択的かつ集中的」に実施します。

〔実施機関〕 名古屋国道事務所・豊橋警察署

(2) 事故抑止対策の推進

事故が多発している交差点などについて、交差点の改良、道路標識の高輝度化、歩道や防護柵の整備など、交通事故抑止対策を推進します。

〔実施機関〕 名古屋国道事務所・東三河建設事務所・豊橋警察署・市道路維持課・市道路建設課

(3) 重大事故の再発防止

多数の死傷者の発生等、社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

〔実施機関〕 名古屋国道事務所・東三河建設事務所・豊橋警察署・市道路維持課・市安全生活課

(4) 適切に機能分担された道路網の整備

ア 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、環状道路等の整備を推進します。

イ 幹線道路で囲まれた居住地域内においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化を図ります。

〔実施機関〕 東三河建設事務所・市道路建設課

3 効果的な交通規制の推進

交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

[実施機関] 豊橋警察署

4 自転車利用環境の総合的整備

(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備

「豊橋市自転車活用推進計画」では、自転車を豊橋市の都市交通体系において「近距離（概ね5km以内）の移動における最も重要な交通手段」として位置付けをし、過度な自家用車利用からの転換を進めています。

自転車のメリットを十分に活かすため、自転車道や自転車専用通行帯など、安全かつ快適に移動できる自転車通行空間の整備やネットワーク化といったハード事業と、ルール遵守やマナー向上のための安全教育・マナー啓発活動といったソフト事業を連携させながら自転車利用環境の総合的な施策を推進していきます。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両については、取締りを積極的に実施します。

[実施機関] 東三河建設事務所・豊橋警察署・市都市交通課・市道路維持課・市道路建設課・市安全生活課

(2) 自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車対策については、「豊橋市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、豊橋駅・二川駅周辺を自転車等放置規制区域として、適正利用と放置防止を図ります。

[実施機関] 豊橋警察署・市土木管理課

5 交通需要マネジメントの推進

交通需要マネジメントとは、自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組みをいいます。

日常生活の中で環境負荷の軽減や健康増進を意識し、自転車や公共交通等の利用が選択されるような意識変革を促し、エコ通勤への転換促進やパークアンドライドの普及拡大などの取組みを推進します。

併せて、鉄道・バス等の公共交通機関の維持・強化を図るための施策を展開するとともに、「電動アシスト自転車購入補助制度」等により、自転車利用の促進を図ります。

[実施機関] 市都市交通課・市温暖化対策推進室

6 災害に備えた道路交通環境の整備

「豊橋市地域防災計画」に基づき、災害に備えた道路の整備、災害に強い交通安全施設等の整備、災害発生時における交通規制、災害発生時における交通情報提供の充実を図ります。

〔実施機関〕 東三河建設事務所・豊橋警察署・市防災危機管理課・市道路維持課・市道路建設課

7 総合的な駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置き、「駐車監視員活動ガイドライン」による取り締まりを推進します。

また、「豊橋市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車防止に関し広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、市民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

8 交通安全に寄与する道路交通環境の確保

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置や工事等のための道路の使用及び占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握に努め関係機関が連携し、道路管理者による管理権に基づく指導及び警察の指導取締りを推進し、強力な指導取締りにより、その排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。

ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

〔実施機関〕 東三河建設事務所・豊橋警察署・市土木管理課

(2) 子どもの遊び場等の確保

「とよはし緑の基本計画」に基づき都市公園等の計画的な整備を推進する。子どもにとって身近な街区公園、近隣公園などを安全で安心して利用できるように整備し、子ども

の遊び場等の確保など、都市における良好な生活環境の形成を図る。

〔実施機関〕 公園緑地課

（３） 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、「道路法」（昭和２７年法律第１８０号）に基づき、通行の禁止又は制限を行います。

〔実施機関〕 東三河建設事務所・市土木管理課・市道路維持課

第２節 交通安全思想の普及徹底

１ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（１） 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や道路及び交通の状況に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能や知識を習得させることを目標とします。

幼稚園・保育園及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、長期的な見通しをもって計画的に指導するとともに、日常的な指導を積み重ねることによって、安全な交通の習慣を身に付けさせるように努めます。特に、入園時、小学校入学直前の卒園時等の時期に、園庭や交通児童館などで模擬コースを利用した実践的かつ具体的な交通安全教育に努めます。

また、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導のための保護者に対する交通安全教室の実施に努めます。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課・市保育課

（２） 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や道路及び交通の状況に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識や能力を高めることを目標とします。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

新入学児童に対して通学路を利用した交通安全教室や、自転車での活動範囲が広まる3年生時と中学校への自転車通学を控えた高学年で、自転車の安全利用に関する交通安全教室を実施します。

また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全教室を実施します。

さらに、全小学校区に交通安全指導員を配置して通学路における安全行動の指導を行うとともに、子ども見守り隊など交通安全ボランティアによる見守り活動を促進します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課・市学校教育課

(3) 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とします。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

このため、小学生時と比べ、通学や部活動で自転車利用が多くなる1年生を中心に、自転車の安全利用に関する交通安全教室を実施します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課・市学校教育課

(4) 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。

そのため、高校生及び高校生に相当する年齢者に対して、自転車の安全利用とともに、交通安全活動への積極的な参加を促すような交通安全教室を実施します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

(5) 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めます。

社会人を対象とした交通安全教育の促進を図るために、事業所における交通法規講習を行います。

大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、交通安全教室を実施します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させます。その上で、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させる交通安全教室を実施します。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、豊橋市老人クラブ連合会（ゆたかクラブ豊橋）と連携しながら、高齢者交通安全指導員及び交通安全対策推進部とともに多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者に対して、民生委員等の見守り活動で高齢者と日常的に接する機会を利用した助言など、地域において交通安全教育を推進します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

[関係機関] 市長寿介護課・市生活福祉課

(7) 障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなど、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

[関係機関] 市障害福祉課

(8) 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや

交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

[関係機関] 市多文化共生・国際課

(9) 自治会に対する交通安全教育の推進

自治会に対し、交通ルールに関する知識の普及と「地域はみんなで守る」という意識の醸成を目的として、自治会の交通安全問題について地域住民が自らその問題の所在を認識し、自律かつその他関係機関と協働を図りながら、交通安全問題を解決していくための力の底上げを図ります。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

[関係機関] 市市民協働推進課

2 効果的な交通安全教育の推進

受講者が安全に道路を通行するために必要な技能や知識を習得し、その必要性を理解するための、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するとともに、家庭・地域・職場から着実に交通安全教育を進めます。

また、交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレータ等の教育機材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努めます。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育に努めます。

[実施機関] 豊橋警察署 市安全生活課

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

市民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故を防止するための市民運動として、豊橋市交通安全都市推進協議会の実施機関・団体が相互に連携して交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に夕暮れ時）における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶等、本市の交通事故情勢等を勘案した事項を設定します。

また、交通安全運動の実施にあたっては、豊橋市を始め豊橋市交通安全都市推進協議

会実施機関・団体等を通じ、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知するとともに、出発式等により盛り上げを図り、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

さらに、事後に運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮します。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

(2) 思いやりの意識と交通マナーの向上の推進

本来歩行者が守られるべき横断歩道において、高齢者等が被害者となる事故が発生しており、ドライバーの思いやりの意識と交通マナーの欠如がみられます。こうしたことから、交通安全教育の場や広報・啓発活動を通じて思いやりの意識と交通マナーの向上を図ります。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進

死亡事故の約58%が交差点で発生し、全国平均(35.6%)を上回ることから、事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど、啓発活動等を推進することで交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図ります。

ア 「交通安全スリーS運動」

交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心がける運転行動を啓発します。

S t o p ストップ	信号や一時停止の遵守 横断歩道や交差点では歩行者優先 飲酒運転の根絶
S l o w スロー	交差点での徐行運転 子ども・高齢者接近時の減速運転
S m a r t スマート	シートベルトの全席着用の徹底 思いやりのあるスマートな運転

イ 「ハンド・アップ運動」

道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは、ドライバーからよく見えるように手を挙げ(ハンド・アップ)、感謝の気持ちを表し横断します。またドライバーは歩行者に思いやりの気持ちを持って停車します。このような運転者と歩行者が互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を推進します。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守しなければならないことを理解させます。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。また、「自転車運転者講習制度」を周知し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する安全教育を実施します。

特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。さらに、夕暮れの時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

また、三人乗り自転車(6歳未満の幼児二人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車)の普及促進のための貸出しを行い、その安全性を体験することにより交通安全意識の高揚を図ります。さらに、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、自転車教室受講者に自転車ヘルメット購入補助を行うことにより、ヘルメット着用の推進を図ります。

近年、自転車が歩行者と衝突して加害者となる事故により、高額な賠償額を求められるケースもあることから、自転車利用者は、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められます。こうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課・市保育課

(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果と正しい着用方法について理解を深め、後部座席を含めた全ての座席における着用を徹底する啓発活動を推進します。

また、バス、タクシー等における乗客のシートベルトの着用について、関係事業者等を通じて徹底を図ります。

[実施機関] 豊橋警察署・市安全生活課

(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法を周知するために、幼稚園・保育園、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。チャイルドシートを必要とする方々への情報提供として、産婦人科や母子健康手帳等を通じた正しい使用方法の周知などを推進します。

特に、年齢の高い幼児の保護者に対しては、年齢の低い幼児と比べて、チャイルドシートを着用率が低いことから取組を強化します。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

〔関係機関〕 市保育課・市こども保健課

(7) 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品の普及を図ります。

特に、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、普及の促進を図り、衣服や靴、鞆等で反射材を利用した製品の情報提供に努めます。

また、運転者の視認性の向上と併せ、歩行者や自転車利用者、対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、「ライト・オン運動」（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）を展開し、夕暮れ時の交通事故防止を図ります。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

(8) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、運転代行サービスの普及啓発に努めます。また、地域の行事で飲酒をした場合は絶対に運転をしないことの確認や、地域の飲食店等と協力して飲酒運転根絶を呼び掛けるポスターの掲示など、地域における飲酒運転根絶の取組を更に進め、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという市民の規範意識の確立を図ります。

特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、取組を強化します。

関係機関・団体と連携を強化し、「飲酒運転四（し）ない運動」（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）を始め、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施します。

また、交通事故に繋がるアルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努めます。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

〔関係機関〕 市健康増進課

(9) 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、広報とよはし、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、ホームページ、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえ

た広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等を実施します。

また、ほっとメール（携帯電話やパソコンの電子メール機能を活用して、安全安心に係る情報を希望者が自動で取得できるシステム）を活用して、緊急的な交通安全情報の一斉配信を実施します。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

（10） その他の普及啓発活動の推進

ア あらゆる年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努めます。

また、高齢者の運転免許証の自主返納の支援として、運転経歴証明書をサポート企業に提示することにより、割引等の特典がある「高齢者運転免許自主返納サポーター制度」の周知に努めます。

イ 夕暮れの時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図ります。また、自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促します。

ウ 市民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図るために、インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努めます。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

（11） 交通死亡事故多発時における緊急対策

交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合に、市民に対し交通事故への注意を喚起するために、交通事故多発時における警報を発令するとともに、県、警察、関係機関・団体等が連携・協働して総合的かつ集中的な事故防止対策を図ります。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、横断旗や腕章などの物品の援助や必要な資料の提供などにより、主体的な活動を促進します。

豊橋市交通安全都市推進協議会の構成機関・団体については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

5 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要です。

このような観点から、学校や地域での校区安全マップの作成や交通安全総点検等の交通安全対策を推進します。また、交通安全に関する啓発活動を自治会の協力を得ながら、地域、市、警察署、民間団体、企業等と連携を密にして推進します。

〔実施機関〕 豊橋警察署・市安全生活課

〔関係機関〕 市市民協働推進課・市学校教育課

第3節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、市民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。また、引き続き、子ども、高齢者、障害者の保護の観点に立った指導取締りに努め、交通事故に直結する横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止等の交差点関連違反に対する指導取締りを強化します。

また、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進します。

〔実施機関〕 豊橋警察署

2 暴走族等対策の推進

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

地域ぐるみで暴走族追放の機運を高め、広報活動を行い、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し暴走族へ加入させない指導を徹底します。

暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連

携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進します。

〔実施機関〕 豊橋警察署

〔関係機関〕 市学校教育課、市こども未来政策課

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族や、これに伴う群衆が集まる場所として利用されやすいコンビニやゲームセンター等の施設の管理者に協力を求め、暴走族等が集まらないための施設の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行います。

〔実施機関〕 豊橋警察署

(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進

暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する指導取締りを推進します。

〔実施機関〕 豊橋警察署

第4節 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図ります。また、大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team 災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム)の連携による救助・救急体制の充実を図ります。

〔実施機関〕 市消防本部・市民病院

(2) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急現場に居合わせた人が応急手当を実施することにより、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等による普及啓発活動を推進します。

このため、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関にお

いては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進します。また、応急手当指導者の育成を積極的に行うほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進します。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AEDの取り扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図ります。

〔実施機関〕 市消防本部

（３） 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のために、救急救命士を計画的に配置できるための養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液など特定行為についての教育及び実習の実施を推進します。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

〔実施機関〕 市消防本部

（４） 救助・救急資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うための、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

〔実施機関〕 市消防本部

（５） 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進します。

〔実施機関〕 市消防本部

（６） 消防防災ヘリコプターによる救急体制の充実

ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、救急業務における愛知県防災ヘリコプター「わかしゃち」との連携による救急体制の充実を図ります。

〔実施機関〕 市消防本部

（７） 現場急行支援システムの活用推進

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時交通事故防止のため、国道１号及び国道２３号に整備されている、緊急車両優先の信号制御を行

う現場急行支援システム(F A S T :Fast Emergency Vehicle Preemption Systems)の有効活用を図るため、救急隊員への教育訓練を推進します。

[実施機関] 市消防本部

第5節 被害者支援の充実と推進

1 適切な支援機関や制度の紹介等

交通事故被害者等に対する相談活動を推進するため、東三河県民相談、豊橋市市民相談、日弁連交通事故相談センター及び交通事故紛争処理センターなど民間の関係機関・団体との連絡協調を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、市民相談員に対し研修等を実施し、相談員の資質の向上を図ります。

また、「犯罪被害者支援ハンドブック」等を活用し、適切な支援機関や制度の周知徹底を図り、交通事故当事者に対して広く相談の機会を提供します。

警察においては、交通事故被害者に対して救済制度の教示や交通事故相談アドバイザーによる交通事故相談活動を推進します。

[実施機関] 愛知県県民生活課・豊橋警察署・市安全生活課

2 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「被害者の手引」を活用します。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図ります。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供を図ります。

さらに、警察本部の被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなど組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための教養の強化に努めます。

[実施機関] 豊橋警察署